

2026年 HFCの製造数量、輸入割当の限度数量について

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書は、先進国に対して**HFCの消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）を基準量※から段階的に削減**することを義務づけており、我が国ではこれを実現するためHFCの製造はオゾン層保護法に基づく製造許可、輸入は外為法に基づく輸入割当の対象として数量管理しています。

※2011年から2013年までのHFC消費量の平均＋（1989年のCFC消費量×2.8%＋1989年のHCFC消費量）×15%

モントリオール議定書の削減スケジュールに基づいた**2026年消費量の上限値：4,291万 GWP t**

（2018年～2023年は基準量比90%、2024年～60%、2029年～30%、2034年～20%、2036年～15% まで削減が必要。）
我が国ではモントリオール議定書の削減スケジュール遵守のため「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について（20180920製局第1号 平成30年9月21日、20250710保局第1号 令和7年7月22日改正）※」に基づき、規制年ごとに製造許可、輸入割当を行う。

※https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/250722_unyotsuchi.pdf

基本的運用

製造実績、輸入実績がある事業者には基準量（実績に基づく）にフロン法見通しで決定された削減率を掛けて算出し、上限値の範囲内で製造許可、輸入割当を行う。

例外的運用

①突発的事情への対応、②低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与、③例外用途（半導体等製造等）、④新規参入者、⑤輸出数量に相当する分の輸入の場合には、基本的運用に基づく許可、割当の状況も考慮し、**議定書の消費量の上限を超えない範囲**で製造許可、輸入割当を行う。

【消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）の上限値】

2019年：6,436万 GWP t（2019～23の消費量上限）

2024年：**4,291万 GWP t（2024～28の消費量上限）**

2029年：2,145万 GWP t（2029～33の消費量上限）

2034年：1,430万 GWP t（2034～35の消費量上限）

2036年：1,073万 GWP t（2035～の消費量上限）